



むろけん RUN

VOL.23

北海道開発局

～ 室蘭開発建設部の事業や職員の姿を発信 ～

2016.3.18

【発行・編集責任者】

〒051-8524 室蘭市入江町1番地14
北海道開発局室蘭開発建設部
広報官 0143-25-7051
地域振興対策官 0143-25-7053



国営かんがい排水事業

室蘭開発建設部は、勇払郡安平町の水田185ha、畑1,246haを対象に、水田の用水改良と畑地かんがい用水の確保を目的として、平成21年度から着手していた安平川(二期)地区の工事が今年度末に完了します。

今後、安平川(二期)地区に建設した追分幹線用水路、豊栄揚水機場、豊栄送水路、豊栄用水路等の施設を活用することによって、安定した農業用用水の供給が可能となり安心・安全な農作物の生産が期待されます。

■ 安平川地区：平成2～27年度 完了

安平川地区の事業が完了します！

胆振東部農業開発事業所 第3建設係 西村係長

今年度完了を迎える安平川(二期)地区は、これから本格的な水利用開始となります。地元農家の方々が、この用水施設から安定的に配水されるかんがい用水によって、実りの秋を迎えられるよう心から願っております。

また、私としてもこの地区を2年間担当し、貴重な体験をさせていただきました。地区完了ということで整理事項等ありましたが、良き上司、同僚に恵まれ、ここまでやってこれたと感謝しています。



安平川地区完成祝賀会、地域の皆さんや関係機関の方々からお祝いただきました。



1 地中に直径0.9mの管を安全に設置。今年度、通水試験を行い、漏水などの問題が無いことを確認しています。

【追分幹線用水路】

夕張シューパロダムから供給された水田及び畑地かんがい用水を地区内に配水



2 最大で毎秒37ℓを送水します。

【豊栄揚水機場の内部】

畑地かんがい用水を高台に位置する豊栄ファームボンドへポンプで送水



3 【豊栄ファームボンド】

ファームボンドの建設によりパイプラインのコストダウンを図っています。

豊栄揚水機場から送られた畑地かんがい用水を貯留し、畑地のかんがい時にその貯留水を利用するための水量調整用施設。

地中の貯水槽には、314m³(一般的競泳用25mプール約70%)の用水を貯留可能。



室蘭開発建設部管内国道の公物管理に係る申請等について



室蘭開発建設部では胆振・日高管内の国道の公物管理業務として道路に係る占有許可、道路管理者以外の者が行う工事の承認、道路損傷に係る工事施行、特殊車両の通行許可などの各種行政手続きを行っています。

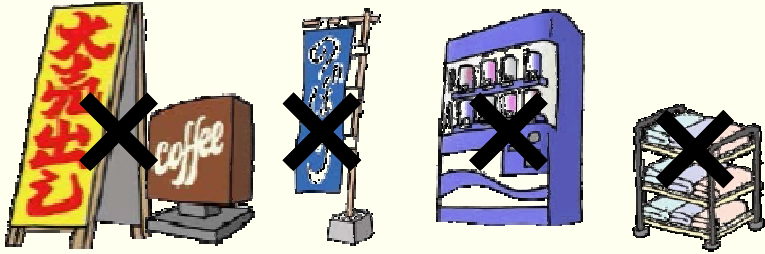
道路占有許可

道路区域内に看板を立てたり、工事用の足場を組んだりする場合は、**占有許可**が必要です。占有には一定の制限が有り、許可できないものもあります。

(道路法第32条他)

事前に登録をすればインターネットで申請ができます。

★以下の物などは占有を許可できません



道路管理者以外の者が行う工事の承認

例えば、建物への出入のための歩道の切り下げが必要な場合などがあります。その場合は工事を自ら行うことになり、**工事の承認**が必要です。承認には一定の制限があります。(道路法第24条)



道路損傷復旧の事務

交通事故を起こした場合、道路交通法により警察に連絡が必要です。併せて、**道路標識、ガードレールなど道路やその附属物を損傷した場合には、原因者の負担で復旧してもらう手続きが必要になります。**道路緊急ダイヤルまたは、下記のお問い合わせ先に連絡をお願いします。(道路法第22条又は第58条)

(事故によるオイル漏れは道路のアスファルトを痛めてしまうので処置が必要です。これも道路損傷に当たりますので連絡をお願いします。)



特殊車両の通行許可

一定の大きさ・重さを超える**特殊車両**を通行させるためには**許可**が必要です。(道路法第47条の2他)

なお、過去に違反等が無いなどの優良事業者には、許可が簡素化されるなどの制度があります。

事前に登録をすればインターネットで申請ができます。

トピックス(特殊車両取締)

室蘭開発建設部では特殊車両の通行申請・許可等に違反がないか、規定が遵守されているかの取締を、警察の協力を得て行っています。



特殊車両の取締の様子

室蘭開発建設部管内の国道と各種申請等のお問い合わせ

